

別記様式 1－3：譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡の場合（租税特別措置法第 35 条第 3 項第 3 号）

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 申 請 書

申 請 者 住 所

氏 名

電 話

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、「譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は当該家屋の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合」（租税特別措置法第 35 条第 3 項）、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同項第 3 号）、「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※ 1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※ 2）を満たす場合に限り。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第 5 項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同項第 3 号）に該当すること

（※ 1）通知における特定事由と同じ。（※ 2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※ 3）の所在地（敷地の所在地番）			
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※ 4）	年 月 日		
被相続人の氏名及び住所	（住所）		申請者からみた続柄
	（氏名）		
家屋が耐震基準に適合することとなった場合は右の□に✓のうえ、その日を記入（※ 5）	耐震基準に適合⇒□ 年 月 日	家屋の取壊し、除却又は滅失の場合は右の□に✓のうえ、その日を記入（※ 6）	取壊し、除却又は滅失⇒□ 年 月 日
相続開始日（被相続人の死亡日）	年 月 日	譲渡日（※ 7）	年 月 日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙 換価分割の場合は✓ ⇒ □	□家屋 □敷地等	（住所） ----- （氏名）	
	□家屋 □敷地等	（住所） ----- （氏名）	
相続人（※ 8）の数（申請者含む） ※該当する□に✓	□ 2 名以下 【特別控除額の上限額 3,000 万円】 □ 3 名以上 【特別控除額の上限額 2,000 万円】		

- （※ 3）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得をしたものに限り。
- （※ 4）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り。
- （※ 5）耐震基準に適合することとなった日には、耐震改修工事の請負契約書及び工事費用の請求書や領収書等に記載された当該工事の完了日を記載する。
- （※ 6）家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖事項証明書等に記載の取壊し等の日を記載する。
- （※ 7）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限り。なお、本申請書を用いての申請は、令和 6 年 1 月 1 日以降に譲渡をしたものに限り。
- （※ 8）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印

添付書類チェックシート（様式 1-3）

必要書類 (添付書類はコピー可)	入手先等	確認内容・注意事項等	チェック
			様式 1-3
「申請書」	国ホーム ページ、 町	譲渡日及び譲渡時の状態等により様式を選択してください。	☐
被相続人の「住民票除票」の写し	住民課	被相続人が <u>相続開始の直前まで当該家屋に居住していたこと</u> 及び <u>相続開始日</u> を確認します。	☐
相続人（当該家屋又は敷地を相続した相続人全員）の「住民票」の写し	住民課	死亡日から取壊日までの間、相続人が当該家屋に居住していなかったことを確認します。 ※譲渡日又は取壊日以降の住民票が必要です。	☐
「不動産売買契約書（家屋及び敷地）」	－	譲渡日を確認します。 ※全てのページのコピーが必要です。	☐
譲渡後に以下のどちらを行いましたか？（1又は2の書類が必要です）			
☐ 1. 耐震改修を行い、耐震基準に適合させた			
当該家屋及びその敷地の「登記事項証明書」	法務局	当該物件を相続した相続人の数を確認します。	☐
「耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書」	工事の 施工業者	当該物件が耐震基準に適合することとなった日等を確認します。	☐
「耐震改修工事の工事請負契約書」			☐
「工事費用の請求書や領収書等」			☐
つぎの(i)～(ii)のいずれか			
(i) 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	電力、ガス会社、 上下水道課等	当該家屋が事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されておらず、空き家であったことを確認します。 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。 ※広告の場合、広告に「現況空き家」等の記載が必要です。	☐
(ii) 仲介業者の広告（宅建業者作成）	仲介業者		
☐ 2. 家屋を取壊した			
当該家屋の「閉鎖事項証明書」及びその敷地の「登記事項証明書」	法務局	<取壊し等を行った場合> 当該物件を相続した相続人の数を確認します。	☐
つぎの(i)～(ii)のいずれか			
(i) 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	電力、ガス会社、 上下水道課等	当該家屋が事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されておらず、空き家であったことを確認します。 ※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。 ※広告の場合、広告に「現況空き家」等の記載が必要です。	☐
(ii) 仲介業者の広告（宅建業者作成）	仲介業者		

●被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の書類が追加で必要になります。
裏面をご確認ください。

必要書類 (添付書類はコピー可)		入手先等	確認内容・注意事項等	チェック 様式 1-3
被相続人が老人ホーム等に入所していた場合				
(i)	施設入所時の「介護保険被保険者証」又は「障害福祉サービス受給者証」等	入所施設等	要介護、要支援、障害支援区分等の認定を受けていたことを確認します。	☐
(ii)	「施設入所時の契約書」	入所施設等	施設の名称、所在地、種類等を確認します。	☐
(iii)	次の(A)又は(B)のいずれか			
(A)	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	電力、ガス会社、上下水道課等	被相続人が老人ホーム等に入所後から相続開始の直前まで、当該家屋を一定使用し、かつ、当該家屋を事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったことを確認します。	☐
(B)	老人ホーム等が保有する「外泊、外出等の記録」	入所施設等	※閉栓日、契約廃止日等は相続開始日以降のものがが必要です。 ※外泊先が当該家屋であることが記載されているものがが必要です。	

チェックシートに沿って申請書・必要書類を準備してください。



申請書・必要書類一式を持って菰野町役場都市整備課まちづくり推進室にお越しください。

- 書類をお預かりし、確認書の交付準備を行います。
- 申請書受理後、確認書の発行まで1週間程度かかります。確定申告の期限等を考慮し、余裕をもって申請してください。



確認書の発行

◆窓口での受取を希望される場合

交付準備ができましたら、担当者から電話連絡しますので、窓口までお越しください。

◆郵送での受取を希望される場合

申請時に切手を貼った返信用封筒をお預かりし、交付準備ができしだい郵送します。